

## 第2部

市民後見人及び

法人後見実施団体

に対する

実態把握調査



## I 市民後見人実態把握調査

### 1 調査概要

#### (1) 目的

市民後見人を養成している市町村を対象に、各地における市民後見人の育成・活動状況やその課題等を把握するとともに、育成された市民後見人が被後見人等の意思決定支援等の幅広い場面で活躍できるような支援方策等の検討・整理を行うための基礎資料収集を目的に、本調査を実施した。

#### (2) 調査対象

令和3年度「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」の設問の中で、問43「市民後見人の養成の実施の有無」について「A 令和3年度に実施している（予定を含む）」と回答いただいた市町村担当部署 375自治体

#### (3) 調査方法

メールにより調査票の配布・回収を行った。

#### (4) 調査期間

令和4年1月

#### (5) 回収状況

調査票の有効回収数 267件（回収率74%）

## 2 調査結果の概要

### ○回答自治体の属性：267自治体

- ・回答の寄せられた自治体を自治体区分別にみると、「政令指定都市」(6%)、「中核市」(11%)、「市・特別区」(60%)、「町村」(24%)だった。
- ・「市民後見人養成研修」の実施状況をみると、「令和3年度に実施(予定を含む)」は(207自治体、77%)<sup>5</sup>だった(令和3年4月1日時点)。

### ○市民後見人養成研修の実施主体、実施形態：「市民後見人養成研修」を「令和3年度に実施(予定を含む)」と回答した207自治体

- ・市民後見人養成研修の実施主体(複数回答)は「委託、補助により実施」が193自治体(93%)を占めた。委託先は「市町村社会福祉協議会」が73%、都道府県社会福祉協議会が15%。
- ・市民後見人養成研修の実施形態(複数回答)は、「単独市町村で実施」(52%)、「近隣の市町村と広域で実施」(36%)だった。

### ○市民後見人養成研修カリキュラムの概要：「市民後見人養成研修」を「令和3年度に実施(予定を含む)」と回答した207自治体

- ・「身上保護」：一つの科目を設けたり、他の科目のなかで説明している割合は91%（「一つの科目を設けている」(45%)。「他の科目で説明」(46%)の合計値）。
- ・「意思決定支援」：一つの科目を設けたり、他の科目のなかで説明している割合は84%（「一つの科目を設けている」(22%)。「他の科目で説明」(62%)の合計値）。
- ・令和3年度に各市町村が実施した研修時間は「市民後見人養成のための基本カリキュラム」(厚生労働省)の研修時間と比較して「60分以上多い」(35%)、「60分以上少ない」(43%)、「基本カリキュラムの時間とほぼ同じ」(20%)。

### ○市民後見人養成者及び登録者の活動形態(令和3年4月1日時点)：267自治体

- ・市民後見人養成者及び登録者の活動形態(複数回答)をみると、「日常生活自立支援事業の生活支援員」(48%)が半数を占めている。「法人後見支援員(補助者)」(38%)、「後見監督人等選任型(後見監督人等が専門職以外の機関(社会福祉協議会や成年後見センター等))」(27%)、「単独受任型(後見監督人等なし)」(22%)が続いている。

<sup>5</sup> 本調査に関する問い合わせや回答内容からは、複数年度にわたって養成研修を実施しており、「令和3年度は研修の開催年度ではなかった」という自治体があったことを確認している。

## ○市民後見人登録者の受任事例検討状況（有無と概要）：267 自治体

- ・市民後見人登録者を後見人等の候補者として推薦する際や家庭裁判所等からの推薦依頼があった場合に、受任の適否を検討する事例の有無と概要（複数回答）をみると、「特になし」が30%であり、70%の自治体は何かしらの検討を行っている。
- ・検討内容として最も多かったのは「虐待や権利侵害、家族・親族間の係争がない者」（53%）。
- ・次いで「身上保護が中心の者」（47%）、「被後見人等に自傷や他害の行為がない者」（43%）、「不動産の処分、相続や遺産分割などの対応を要しない者」（42%）が続いている。
- ・「その他」の記述をみると「安定した財産」、「紛争性がない」、「居所の安定」等の記載がみられた。

## ○市民後見人が受け取る報酬付与申立てに関する方針：267 自治体

- ・市民後見人が受け取る報酬付与申立てに関する方針として最も多かったのは、「後見人等の判断による報酬付与申立を可能としている（報酬額は家裁が決定）」（51%）で半数を超えていた。また、「特になし」（19%）、「無報酬（報酬付与申立てをしない）」（16%）が続いている。
- ・後見人等の報酬算定は裁判事項であり、自治体が関与することはないが、「その他」の記述からは、市民後見人（を含む）後見人等の報酬付与や額に対し、自治体が意見具申していることがうかがえる記述もみられた。

## ○市民後見人への活動支援の概要：267 自治体

- ・市民後見人への活動支援の概要（複数回答）をみると、「市町村や社会福祉協議会等による日常的な相談助言の実施」と「市民後見人候補者・受任者を対象としたフォローアップ研修等の実施」がともに73%で最多だった。
- ・その他にも、「成年後見制度や市民後見人の活動に関する地域への周知（広報等）」（66%）、「専門職や家庭裁判所等に相談・提出する書類の準備、助言」（64%）、「専門職に相談できたり、助言を受けられる体制の構築」（61%）等が6割を超えており、養成研修の実施から受任後のフォローまで多くの場面で支援を行っている自治体が多いことがうかがえる。

## ○市民後見人の活動によるメリット、関係者等からの評価の概要：267自治体

- ・市民後見人の活動によるメリット、関係者等からの評価の概要（複数回答）を大別すると「被後見人等に対する活動」、「地域住民の権利意識の醸成等」に分けられる。
- ・「被後見人等に対する活動」では「生活者の視点と立場で被後見人等と接するため、本人の希望や意思が表出されやすい」（59%）、「頻回な訪問により、被後見人等の状態変化等を発見しやすい」（50%）が半数を超えている。
- ・「地域住民の権利意識の醸成等」では「地域住民による認知症・障害者等の権利擁護に関する理解促進が期待できる」（47%）、「地域住民による助け合い意識の醸成を期待できる」（45%）が4～5割を占めている。

## ○市民後見人への活動支援における課題：267自治体

- ・市民後見人への活動支援における課題（複数回答）を大別すると「活動支援」、「市民後見人の役割等」「活動に至らない名簿登録者への対応」に分けられる。
- ・「活動支援」では「担当職員の業務負担の大きさ」（39%）や「担当職員の人材配置」（28%）となっている。
- ・「市民後見人の役割等」では「市民後見人が担当できる案件自体が少ない（46%）」、「市民後見人に期待される役割や責任が過大（死後事務や医療同意を求められる等）」（42%）が4割を超えている。
- ・「活動に至らない名簿登録者への対応」では「活動に至らない名簿登録者のモチベーション維持が難しい」（49%）、「活動に至らない名簿登録者の活動場所が少ない」（40%）が4割を超えている。

### 3 調査結果（集計表）

#### ① 回答の自治体区分

	回答数	割合
01 政令指定都市	15	6%
02 中核市	29	11%
03 (01, 02を除く)市・特別区	160	60%
04 町村	63	24%
無回答	0	0%
合計	267	100%

#### ② 令和3年度における市民後見人養成研修の実施の有無（令和3年4月1日時点）

	回答数	割合
01 過去に研修実施の実績があり、令和3年度にも実施した(1月以降の実施予定を含む)	201	75%
02 過去に研修実施の実績がなく、令和3年度に実施した(1月以降の実施予定を含む)	6	2%
中計	207	78%
03 令和3年度には実施していない	60	22%
無回答	0	0%
合計	267	100%

		回答				割合			
		政令指定都市・中核市	(01, 02を除く)市・特別区	町村	合計	政令指定都市・中核市	(01, 02を除く)市・特別区	町村	合計
01	過去に研修実施の実績があり、令和3年度にも実施した(1月以降の実施予定を含む)	40	123	38	201	91%	77%	60%	75%
02	過去に研修実施の実績がなく、令和3年度に実施した(1月以降の実施予定を含む)	0	3	3	6	0%	2%	5%	2%
	中計	40	126	41	207	91%	79%	65%	78%
03	令和3年度には実施していない	4	34	22	60	9%	21%	35%	22%
	無回答	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
	合計	44	160	63	267	100%	100%	100%	100%

③ 令和3年度における市民後見人の養成研修について（令和3年4月1日時点）

(1) 市民後見人養成研修受講にあたっての年齢要件（上限）の有無

		回答数	割合
01	あり	99	48%
02	なし	108	52%
	無回答	0	0%
	合計	207	100%

※2 「令和3年度における市民後見人養成研修の実施の有無」で「01 実施した」「02 実施予定」の回答数207が対象

(2) 市民後見人養成研修受講にあたっての年齢要件：上限

		回答数	割合
	62歳	1	1%
	64歳	1	1%
	65歳	8	8%
	66歳	2	2%
	68歳	7	7%
	69歳	33	33%
	70歳	32	32%
	74歳	5	5%
	75歳	10	10%
	無回答	0	0%
	合計	99	48%

※3 「(1) 市民後見人養成研修受講にあたっての年齢要件（上限）の有無」で「01 あり」の回答自治体99が対象

(3) 市民後見人養成研修受講にあたっての年齢要件（下限）の有無

		回答数	割合
01	あり	139	67%
02	なし	65	31%
	無回答	3	1%
	合計	207	100%

※2 「令和3年度における市民後見人養成研修の実施の有無」で「01 実施した」「02 実施予定」の回答自治体207が対象

(4) 市民後見人養成研修受講にあたっての年齢要件：下限

	回答数	割合
20歳	54	39%
24歳	2	1%
25歳	73	53%
30歳	10	7%
無回答	0	0%
合計	139	100%

※3 「(3) 市民後見人養成研修受講にあたっての年齢要件（下限）の有無」で「01 あり」の回答自治体 139 が対象

(5) 市民後見人養成研修の実施主体【複数回答】

	回答数	割合
01 市町村が直接実施	14	7%
02 委託、補助等により実施	193	93%
03 その他	4	2%
無回答	0	0%
合計	211	102%
対象自治体数	207	100%

※2 「令和3年度における市民後見人養成研修の実施の有無」で「01 実施した」「02 実施予定」の回答自治体 207 が対象

(6) 市民後見人養成研修の委託、補助先【複数回答】

	回答数	割合
01 市町村社会福祉協議会	140	73%
02 都道府県社会福祉協議会	29	15%
03 都道府県社会福祉士会	1	1%
04 特定非営利活動法人(NPO法人)	14	7%
05 社会福祉法人(01、02を除く)	0	0%
06 その他	16	8%
無回答	0	0%
合計	200	104%
対象自治体数	193	100%

※3 「(5) 市民後見人養成研修の実施主体」で「02 委託、補助等により実施」の回答自治体 193 が対象

(7) 市民後見人養成研修の実施形態【複数回答】

		回答数	割合
01	単独市町村で実施した	107	52%
02	近隣の市町村と広域で実施した	75	36%
03	都道府県本庁や都道府県社会福祉協議会等と項目や方法を分担して実施した	11	5%
04	その他	23	11%
	無回答	0	0%
	合計	216	104%
	対象自治体数	207	100%

※2 「令和3年度における市民後見人養成研修の実施の有無」で「01 実施した」「02 実施予定」の回答自治体 207 が対象

		回答				割合			
		政令指定都市・中核市	(01, 02を除外)市・特別区	町村	合計	政令指定都市・中核市	(01, 02を除外)市・特別区	町村	合計
01	単独市町村で実施した	30	69	8	107	75%	55%	20%	52%
02	近隣の市町村と広域で実施した	5	42	28	75	13%	33%	68%	36%
03	都道府県本庁や都道府県社会福祉協議会等と項目や方法を分担して実施した	1	8	2	11	3%	6%	5%	5%
04	その他	5	15	3	23	13%	12%	7%	11%
	無回答	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
	合計	41	134	41	216	103%	106%	100%	104%
	対象自治体数	40	126	41	207	100%	100%	100%	100%

(8) 市民後見人養成研修のカリキュラムの概要：「身上保護」の実施の有無

		回答数	割合
01	「身上保護」を対象とした科目を設け、単位を設定している	94	45%
02	「身上保護」を一つの科目としては設けていないが、他の科目の中で説明している	95	46%
03	その他	3	1%
04	「身上保護」は実施していない	13	6%
	無回答	2	1%
	合計	207	100%

※2 「令和3年度における市民後見人養成研修の実施の有無」で「01 実施した」「02 実施予定」の回答自治体 207 が対象

(9) 市民後見人養成研修のカリキュラムの概要：「意思決定支援」の実施の有無

	回答数	割合
01 「意思決定支援」を対象とした科目を設け、単位を設定している	46	22%
02 「意思決定支援」を一つの科目としては設けていないが、他の科目の中で説明をしている	129	62%
03 その他	6	3%
04 「意思決定支援」は実施していない	24	12%
無回答	2	1%
合計	207	100%

※2 「令和3年度における市民後見人養成研修の実施の有無」で「01 実施した」「02 実施予定」の回答自治体 207 が対象

(10) 令和3年度の市民後見人養成研修における、「市民後見人養成のための基本カリキュラム」には含まれていない項目の追加設定状況

	回答数	割合
01 あり	46	22%
02 なし	156	75%
無回答	5	2%
合計	207	100%

※2 「令和3年度における市民後見人養成研修の実施の有無」で「01 実施した」「02 実施予定」の回答自治体 207 が対象

【「市民後見人養成のための基本カリキュラム」には含まれていない項目の追加「あり」の記述（抜粋）】

① 「基礎研修」の項目追加

● 「対象者理解」

・ 「障害者差別解消法」 （30分） を追加。 ・ 「認知症の基礎知識・最新情報」 （60分） を追加。	市
「障害者の理解」を「知的障がい」と「精神障がい」に分け、合計 240 分に変更。	市

● 「民法の基礎」

「刑法その他の基本法」 （60 分） を追加。	市
-------------------------	---

## ● 「関係制度・法律」

「健康保険制度・年金制度」を、「健康保険制度・年金制度」と「生活保護制度」の二つに分けて30分時間を増やした。	市
「介護支援専門員の仕事と連携」(30分)を追加。	市
「医療連携・診断書」(90分)を追加。	市
「医療連携と医療相談室の役割」(60分)を追加。	市
「公証制度」、「金融機関の役割」(各60分)を追加。	市
「社会福祉の動向と権利擁護」(90分)、「成年後見制度と中核機関」(60分)を追加。	市
「家族信託の基礎知識と成年後見制度との関係」(60分)、「山間地域における高齢者医療・障害者医療」(60分)を追加。	市

## ● その他

基礎研修に「事例検討とまとめ」(180分)を追加。	指定都市
基礎研修に「事例検討」(150分)を追加。	市

## ② 「実践研修」の項目追加

## ● 「対人援助の基礎」

「人権・権利擁護の理念」「税務申告制度」(各60分)を追加。	市
「後見人に求められる身上保護」というテーマで講義(120分)を追加。	市

## ● 「成年後見の実務」

「身上保護」(90分)、「財産管理」(90分)を追加。	市
「監督人の役割・後見制度支援信託・監督人と市民後見人の関係(監督人への報告内容等)郵便物」(120分)を追加。	市
「戸籍と相続」という研修テーマで講義(150分)を追加。	市

## ● その他

「医療現場での権利擁護」(120分)を追加。	指定都市
「身元保証と医療同意の課題」(120分)追加	市
実践研修修了者を対象に、6か月間社会福祉協議会と雇用契約と結び、法人後見事業及び日常生活自立支援事業の支援員として後見活動を行う。	市
実践研修に「障がい者相談支援センターについて」(90分)、「精神障害者の医療と生活について」(90分)、「高齢者の医療と生活について」(90分)、「成年後見制度利用促進法について」(45分)を追加。	市

## (11) コロナ禍における「施設実習」の実施方法【複数回答】

		回答数	割合
01	コロナが発生していない施設に 実習受入れを依頼した	17	8%
02	参加人数を制限した	14	7%
03	実習時間を短縮した	15	7%
04	実習前に、PCR検査や 抗原検査等による陰性確認を要請した	0	0%
05	その他	79	38%
06	「施設実習」は行っていない	128	62%
	無回答	2	1%
	合計	255	123%
	対象自治体数	207	100%

※2「令和3年度における市民後見人養成研修の実施の有無」で「01 実施した」「02 実施予定」の回答自治体 207 が対象

### 【「その他」の記述（抜粋）】

#### ①感染対策をしたうえで実施

- ・見学エリアを制限して実施した。
- ・高齢者施設：受入れ不可だったため、施設職員より施設について説明していただいた。障がい者施設：受講者に基本的な感染症対策（手洗い・マスクの着用を含む咳エチケット）を推奨し、実習を行った。
- ・コロナが発生していない施設を3回に分けて見学を実施。
- ・参加者にワクチン接種済証の提出を依頼、毎回体調チェックシートの提出を求めた。
- ・実習前2週間の検温等体調管理シートの作成、提出。
- ・委託先が運営する通所介護施設で実施。
- ・実習を2回に分けて実施した。また、事前に「体調チェックシート」を配布し、実習当日及び過去2週間分の検温、体調について記入、提出を求めた。

#### ②振り替え：座学

- ・高齢者介護施設及び障害者施設の職員による「福祉施設概要」という座学に代替した。
- ・施設職員を講師とし施設概要、入居者の生活、成年後見制度との関わりについて講義を行った。
- ・特養・養護・障害者支援施設より職員派遣していただき、施設・生活等の詳細説明。
- ・障害者部門に関しては、コロナが発生していない施設で実習できたが、高齢者部門に関しては、コロナが発生していなくても受け入れ不可とのことだったため、座学で行った。

## ③振り替え：映像視聴、リモート等

- ・家裁、実施機関へは訪問実習。その他高齢者施設等はオンラインを活用。
- ・映像視聴による施設実習とした。
- ・施設入所者との交流は行わず、見学のみ等で対応していただいた。同行訪問実習では、対象者とリモート面接を行う等した。
- ・施設側に依頼し動画ビデオで施設実習に代わる施設紹介を視聴し学習した。
- ・VR体験、DVD等で高齢者や障がい者の実際についてふれることで、実習代替とした。
- ・認知症、精神障がい、知的障がいがある方が地域生活をおくる、YouTube動画やDVD上映を実施した。

## ④振り替え：別の機関、事業への訪問、同行

- ・社協の日常生活自立支援事業に同行。
- ・認知症カフェ、家族介護者教室に振り替えた。
- ・施設研修の代替として、家庭裁判所の見学等を行った。
- ・「施設実習」の代わりに行政・金融機関・年金事務所手続き演習を行った。

## ⑤複数年度で実施

- ・前回は平成30年度のため、コロナ禍では未実施。今年度は対応検討中。
- ・令和3年度はフォローアップ研修のみ実施。
- ・4年1クールで講座実施のため、施設実習はR1年度に実施。次回はR5年度に実施予定。

## (12) 令和3年度の市民後見人養成研修と「市民後見人養成のための基本カリキュラム」の研修時間との比較状況

		回答数	割合
01	基本カリキュラムの時間より多い時間で行った(60分以上多い)	72	35%
02	基本カリキュラムの時間より少ない時間で行った(60分以上少ない)	89	43%
03	基本カリキュラムの時間とほぼ同じ	41	20%
	無回答	5	2%
	合計	207	100%

※2「令和3年度における市民後見人養成研修の実施の有無」で「01 実施した」「02 実施予定」の回答自治体 207 が対象

(13) 「基本カリキュラムの時間より多い時間で行った」理由【複数回答】

	回答数	割合
01 「身上保護」、「意思決定支援」を追加したため	14	19%
02 「身上保護」、「意思決定支援」以外の項目を追加したため	22	31%
03 実践研修に関する説明や項目を追加したため	17	24%
04 その他	41	57%
05 特になし	5	7%
無回答	0	0%
合計	99	138%
対象自治体数	72	100%

※3 「(12) 令和3年度の市民後見人養成研修と「市民後見人養成のための基本カリキュラム」の研修時間との比較状況」で「01 基本カリキュラムの時間より多い時間で行った(60分以上多い)」の回答自治体72が対象

【「その他」の記述(抜粋)】

① 「基礎研修」の項目追加

基礎研修に「事例検討とまとめ」(180分)を追加した。	指定都市
「基礎研修の振り返り」を設けた。	市
「対象者理解」: VR機材を使って、認知症や精神障害の疑似体験を通し、対象者理解を深めた。	市
「関係制度・法律」: 生活保護・年金・保険・消費生活等の時間を多く設けた。	市
「成年後見を取りまく関係諸制度の基礎」: 「健康保険制度・年金制度」と「生活保護制度」の二つに分けて30分時間を増やした。	市
権利擁護人材育成の観点から、地域福祉・地域共生に関する科目を追加、充実させた。	市

② 「実践研修」の項目追加

「ヒアリング報告会」「全体の振り返り」等を追加した。	指定都市
実習を基本カリキュラムより多い時間実施した。	中核市
同行訪問の時間を延長したため。	市

(14) 「基本カリキュラムの時間より少ない時間で行った」理由【複数回答】

		回答数	割合
01	コロナ禍により、研修時間の確保やオンライン環境の整備が困難だったため	22	25%
02	研修出席者の負担軽減のため(研修時間、移動時間等)	53	60%
03	市民後見人候補者・受任者を対象としたフォローアップ研修等の時間を丁寧に行う必要があると考えたため	17	19%
04	その他	19	21%
05	特になし	7	8%
	無回答	0	0%
	合計	118	133%
	対象自治体数	89	100%

※3 「(12) 令和3年度の市民後見人養成研修と「市民後見人養成のための基本カリキュラム」の研修時間との比較状況」で「02 基本カリキュラムの時間より少ない時間で行った(60分以上少ない)」の回答自治体89が対象

④ 権利擁護支援に関わる取組をしている養成研修修了者の名称、テーマカラー(令和3年4月1日時点)

(1) 市民後見人養成研修修了者のうち、後見人等としては選任されていない方で、制度の広報・相談など、権利擁護支援に関わる取組をしている方の名称の有無

		回答数	割合
01	名称あり	29	11%
02	名称なし	218	82%
	無回答	20	7%
	合計	267	100%

(2) 成年後見制度利用促進や市民後見人のテーマカラーを「緑」と設定することについての意見

		回答数	割合
01	賛成	47	18%
02	反対	1	0%
03	どちらでもよい(賛成でも反対でもない)	210	79%
04	その他	8	3%
	無回答	1	0%
	合計	267	100%

## ⑤ 市民後見人の養成者数及び登録者の実績について（令和3年4月1日時点）

### (1) 市民後見人養成者及び登録者の実績

		合計
01	市民後見人養成者数(市民後見人養成研修を開始した年月～令和3年4月1日までの累計)	12,025
02	01のうち登録者数(令和3年4月1日時点)	5,151
03	02のうち市民後見人としての受任者数(令和3年4月1日時点)	1,296

※有効回答数:244(養成者数「0人」の回答自治体数:21、無回答自治体数:2)

	回答数			割合		
	01	02	03	01	02	03
市民後見人養成者数 (市民後見人養成研修を開始した年月～令和3年4月1日までの累計)		01のうち登録者数 (令和3年4月1日時点)	02のうち市民後見人としての受任者数 (令和3年4月1日時点)	市民後見人養成者数 (市民後見人養成研修を開始した年月～令和3年4月1日までの累計)	01のうち登録者数 (令和3年4月1日時点)	02のうち市民後見人としての受任者数 (令和3年4月1日時点)
0人		35	113		14.3%	46.3%
1～10人	64	85	100	26.2%	34.8%	41.0%
11～50人	105	96	24	43.0%	39.3%	9.8%
51～100人	38	19	4	15.6%	7.8%	1.6%
101～200人	28	6	1	11.5%	2.5%	0.4%
200～500人	8	2	0	3.3%	0.8%	0.0%
500人以上	1	0	0	0.4%	0.0%	0.0%
無回答	0	1	2	0.0%	0.4%	0.8%
対象自治体数	244	244	244	100.0%	100.0%	100.0%
人数合計	12,025	5,151	1,296			
平均値	49.3	21.2	5.4			
中央値	25	11	1			
最大値	519	258	108			

※有効回答数:244(養成者数「0人」の回答自治体数:21、無回答自治体数:2を除く)

## (2) 市民後見人養成者及び登録者の活動形態【複数回答】

	回答数	割合
【市民後見人】		
01 単独受任型(後見監督人等なし)	58	22%
02 複数後見型(市民後見人同士)	9	3%
03 複数後見型(専門職と市民後見人)	21	8%
04 後見監督人等選任型(後見監督人等が専門職以外の機関(社会福祉協議会や成年後見センター等))	71	27%
05 後見監督人等選任型(後見監督人が専門職)	8	3%
06 その他の受任形態	23	9%
【法人後見支援員(補助者)、日常生活自立支援事業の生活支援員】		
07 法人後見支援員(補助者)	101	38%
08 日常生活自立支援事業の生活支援員	127	48%
09 その他(最大3つまで)	16	6%
12 不明・養成機関でも把握できていない	9	3%
無回答	37	14%
合計	480	180%
対象自治体数	267	100%

## 【「その他」の記述(抜粋)】

中核機関相談支援員
日常生活自立支援事業の専門員
あんしんサポーター (日常生活自立支援事業の生活支援員を補助。無償。)
介護サービス相談員
オンブスパーソン事業
障がい者福祉施設等相談員
ケアマネジャー、介護福祉士

⑥ 市民後見人登録者の受任事例検討状況（有無と概要）（令和3年4月1日時点）

		回答数	割合
01	市町村長申立ての者	100	37%
02	単身高齢者又は家族・親族がいても疎遠な者	102	38%
03	生活保護受給者、低所得者や一定収入以下の者（住民税非課税世帯等）	92	34%
04	虐待や権利侵害、家族・親族間の係争がない者	142	53%
05	後見事務費（交通費・通信費・事務費）を支弁できる者（月約2～3千円）	60	22%
06	不動産の処分、相続や遺産分割などの対応を要しない者	113	42%
07	被後見人等に自傷や他害の行為がない者	116	43%
08	身上保護が中心の者	125	47%
09	後見類型の者	62	23%
10	その他	60	22%
11	特になし	81	30%
	無回答	7	3%
	合計	1,060	397%
	対象自治体数	267	100%

	回答				割合			
	政令指定都市・中核市	(01, 02を除く)市・特別区	町村	合計	政令指定都市・中核市	(01, 02を除く)市・特別区	町村	合計
01 市町村長申立ての者	27	56	17	100	61%	35%	27%	37%
02 単身高齢者又は家族・親族がいても疎遠な者	24	58	20	102	55%	36%	32%	38%
03 生活保護受給者、低所得者や一定収入以下の者（住民税非課税世帯等）	23	49	20	92	52%	31%	32%	34%
04 虐待や権利侵害、家族・親族間の係争がない者	34	86	22	142	77%	54%	35%	53%
05 後見事務費（交通費・通信費・事務費）を支弁できる者（月約2～3千円）	14	39	7	60	32%	24%	11%	22%
06 不動産の処分、相続や遺産分割などの対応を要しない者	27	67	19	113	61%	42%	30%	42%
07 被後見人等に自傷や他害の行為がない者	26	72	18	116	59%	45%	29%	43%
08 身上保護が中心の者	30	75	20	125	68%	47%	32%	47%
09 後見類型の者	16	34	12	62	36%	21%	19%	23%
10 その他	12	44	4	60	27%	28%	6%	22%
11 特になし	4	44	33	81	9%	28%	52%	30%
	0	4	3	7	0%	3%	5%	3%
	237	628	195	1,060	539%	393%	310%	397%
	44	160	63	267	100%	100%	100%	100%

第2部 市民後見人及び法人後見実施団体に対する実態把握調査  
I 市民後見人実態把握調査

【「その他」の記述（抜粋）】

①安定した財産、財産額の目安

市民後見人の受任者調整の際考慮する視点として、 ①資産が高額ではない、②債務超過ではない、③収支が安定している、 ④紛争性がない、⑤虐待や権利侵害がない、⑥居所が安定している、 を設定しているため、それらに当てはまる事例はすべて対象と考えられる。	指定都市
現在の居所が管内市民後見人支援活動事業実施市町村であること、近い将来居所 を変更する予定は無いこと、預貯金が1,200万円未満であること、何らかの形でコ ミュニケーションを図ることができること。	指定都市
負債に対して返済（完済）の見込みがあること	中核市
当自治体住民又は当自治体が措置権者であること。 福祉・医療サービス等の利用により生活が安定していること。 財産規模の上限はおおむね1,000万円であること。	市
財産が1,500万円程度の人。	市

②紛争性がない

親族間の紛争や権利侵害がない者、預貯金額500万円程度の者、市民後見を希望 （承諾）している者	市
資力がなく紛争性がない者。	市
推定相続人が明らかである者、管理が複雑困難な財産を所有していない者	市

③居所の安定

・安定した居住施設や住宅が確保されている者で、地域や近隣住民による支援が 必要な者 ・高額な財産や返済見込みのない負債を持たない者 ・緊急の福祉的支援などが必要ではない者	中核市
居所及び財政状況が安定している者。	市
特別養護老人ホームのように、特別な理由が無い限り変えることの必要が無い居 所に居住していること。または、医療機関や老人保健施設の利用者で、次の居所（在 宅以外）について方向性が定まっていること。	市

④支援内容（身上監護が中心）

・当自治体住民又は施設入所等で市外転出した者で当自治体が保険者になっていること、 ・施設入所中又は在宅で安定した生活が見込めること ・身上保護が困難でないこと ・管理すべき財産が多額でないこと	市
専門的技術援助を要する認知症・精神疾患患者・重複障がい者等でないこと。	市

第2部 市民後見人及び法人後見実施団体に対する実態把握調査 I 市民後見人実態把握調査

### ⑤意思疎通・コミュニケーション

・当自治体に住民登録がある又は当自治体が援護の実施者である者 ・意思疎通を行うにあたり、専門的で高度な配慮を必要としない者	市
施設入所中の方、財産管理やコミュニケーションに特段の困難のない方	町村

### ⑥リレー方式、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業利用者等

養成機関による法人後見からのリレー方式のみで検討中	中核市
日常生活自立支援事業の利用者、専門職からのリレー方式、預貯金がおおむね1,000万円以下であること	中核市
中核機関である社会福祉協議会が法人後見を受任し、ケースが安定し身上保護が中心の活動になった者に関してリレー形式で市民後見人にバトンタッチし社協が後見監督人として後見人を伴奏支援している。	市
現時点では、法人後見の支援員の域を超えた活動ができる方がいない。	市
日常生活自立支援事業からの移行、社協が受任している法人後見の移行など	市

### ⑦支援体制

安定的な居住が確保され、対象者を支援する体制があること	市
居所が安定している。支援体制の枠組みができている。	市

⑦ 市民後見人の報酬について（令和3年4月1日時点）

(1) 市民後見人も対象に含む高齢者の報酬助成制度の有無と概要

	回答数	割合
01 報酬助成制度あり(市民後見人も対象に含む)	196	73%
02 報酬助成制度あり(市民後見人は対象外)	58	22%
03 報酬助成制度なし	10	4%
無回答	3	1%
合計	267	100%

(2) 具体的な金額の上限設定の有無

	回答数	割合
01 あり	184	94%
02 なし	10	5%
無回答	2	1%
合計	196	100%

※7 「(1) 市民後見人も対象に含む高齢者の報酬助成制度の有無と概要」で「01 報酬助成制度あり(市民後見人も対象に含む)」の回答自治体196が対象

(3) 市民後見人も対象に含む障害者の報酬助成制度の有無と概要

	回答数	割合
01 報酬助成制度あり(市民後見人も対象に含む)	197	74%
02 報酬助成制度あり(市民後見人は対象外)	57	21%
03 報酬助成制度なし	10	4%
無回答	3	1%
合計	267	100%

(4) 具体的な金額の上限設定の有無

	回答数	割合
01 あり	185	94%
02 なし	10	5%
無回答	2	1%
合計	197	100%

※7 「(3) 市民後見人も対象に含む障害者の報酬助成制度の有無と概要」で「01 報酬助成制度あり(市民後見人も対象に含む)」の回答自治体197が対象

(5) 市民後見人が受け取る報酬付与申立てに関する方針

	回答数	割合
01 後見人等の判断による報酬付与申立てを可能としている (報酬額は家裁が決定)	137	51%
02 後見人等の判断による報酬付与申立てを可能としている (報酬額の考え方は家庭裁判所と協議する)	4	1%
03 無報酬(報酬付与申立てをしない)	44	16%
04 その他	21	8%
05 特になし	51	19%
無回答	10	4%
合計	267	100%

【「その他」の記述(抜粋)(自治体回答原文ママ)】

後見人等の判断による報酬付与申立てを可能としているが(報酬額は家裁が決定)、本市成年後見制度利用支援事業実施要綱により、対象者が在宅者又は施設入所者かによって月額の上限を定めており、家裁が決定した報酬額と対象者の月額上限額を比較して、少ない金額を助成することとしている。	指定都市
専門職後見人と市民後見人で6:4の報酬割合を設定している。	市
報酬付与申立てを行っても被後見人等の生活に支障がなければ、後見人等の判断で申立てを可能としている。支障がある場合は、後見人と監督人とで検討し、報酬を減額する上申書を添付したり、申立時期を調整している。	市
後見監督人である社会福祉協議会にて報酬付与を決定している。	市
社協と折半の額を基本としている。	市
必ず報酬付与申立てを行い、被後見人等が負担不可の場合は報酬助成を行っている。	市
法人後見として報酬付与申立てを行い、法人が報酬額を決めて一律としている。	市
報酬付与申立てを行っても被後見人等の生活に支障がなければ、後見人等の判断で申立てを可能としている。支障がある場合は、後見人と監督人とで検討し、報酬を減額する上申書を添付したり、申立時期を調整している。	市

⑧ 市民後見人への活動支援の概要やメリット、課題等について（令和3年4月1日時点）

(1) 市民後見人への活動支援の概要【複数回答】

		回答数	割合
01	市町村や社会福祉協議会等による 日常的な相談助言の実施	195	73%
02	専門職や家庭裁判所等に相談・提出する 書類の準備、助言	172	64%
03	専門職に相談できたり、 助言を受けられる体制の構築	164	61%
04	損害保険への加入	145	54%
05	成年後見制度や市民後見人の活動に関する 地域への周知(広報等)	177	66%
06	関係機関への周知、調整 (例:地域ケア会議への参加促進等)	97	36%
07	(市民)後見人等活動マニュアル等の準備、支給	112	42%
08	市民後見人候補者・受任者を対象とした フォローアップ研修等の実施	196	73%
09	後見人等の連絡会を開催(市民後見人を含む)	90	34%
10	その他	24	9%
11	特になし	27	10%
	無回答	3	1%
	合計	1,402	525%
	対象自治体数	267	100%

【「その他」の記述(抜粋)】

市社協会長による、市民後見人への表彰	指定都市
通信の発行、地域の連絡会等の情報提供	市
近隣自治体主催のフォローアップ研修に参加させてもらっている	町村

(2) 市民後見人の活動によるメリット、関係者等からの評価の概要【複数回答】

		回答数	割合
01	生活者の視点と立場で被後見人等と接するため、本人の希望や意思が表出されやすい	158	59%
02	生活者の視点と立場で被後見人等と接するため、家族・親族が、本人のことを相談しやすい	76	28%
03	頻回な訪問により、被後見人等の状態変化等を発見しやすい	133	50%
04	施設・サービス提供事業者等との調整役を担ってくれている	87	33%
05	緊急時の対応がよりスピーディ	53	20%
06	家庭裁判所が選任する後見人等の選択肢が増えている	85	32%
07	地域住民による認知症・障害者等の権利擁護に関する理解促進が期待できる	125	47%
08	地域住民による助け合い意識の醸成を期待できる	119	45%
09	担当職員のスキルアップやネットワークの構築・広がりにつながる	83	31%
10	その他	15	6%
11	特になし	4	1%
12	不明(受任件数が少ない(ない)、把握していない等含む)	75	28%
	無回答	4	1%
	合計	1,017	381%
	対象自治体数	267	100%

(3) 市民後見人への活動支援における課題【複数回答】

	回答数	割合
01 市民後見人への活動支援をする担当職員の業務負担が大きい	103	39%
02 市民後見人への活動支援をする担当職員の人材配置が困難	75	28%
03 専門職に相談したり、助言を受けられる体制の構築が困難	31	12%
04 市民後見人に期待される役割や責任が過大(死後事務や医療同意を求められる等)	113	42%
05 市民後見人が担当できる案件自体が少ない	123	46%
06 活動に至らない名簿登録者の活動場所が少ない	107	40%
07 活動に至らない名簿登録者のモチベーション維持が難しい	130	49%
08 その他	39	15%
09 特になし	31	12%
無回答	4	1%
合計	756	283%
対象自治体数	267	100%

【「その他」の記述（抜粋）】

● 市民後見人（担い手）側の課題

市民後見人の高齢化	中核市
市が直接実施のため日常生活自立支援員など活動する場が提供できない	市
市民後見人の個人受任者の担い手の応募がない	町村
市民後見人として選任されている人がいない	町村

● 支援者側の課題

監督と活動支援を同じ職員が行うため、その区別が難しい。	市
市民後見人の能力に差があり、監督や活動支援に時間を割く必要のあるケースは負担が大きい。	市
市民後見人の活動を支援する担当職員の増員等が困難	町村

● 社会的理解の課題

「市民後見人」の周知が地域で進んでいない。 市民後見人に対する社会的評価が見られない。	市
--	---

## II 法人後見実施団体に対する実態把握調査

### 1 調査の概要

#### (1) 目的

全国どの地域においても、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるための体制整備を進めるうえで、法人後見実施団体による適切な後見活動の取組が促進されるような検討・整理を行うための基礎資料収集を目的に、本調査を実施した。

#### (2) 調査対象

- ・市町村社会福祉協議会<sup>6</sup>のうち、法人後見を実施している法人 490 法人  
(令和元年9月末時点)
- ・一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク<sup>7</sup>に加盟している団体  
(うち、市町村社会福祉協議会や 賛助会員等を除く) 92 法人

#### (3) 調査方法

- ・市町村社会福祉協議会：全国社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会を經由して調査票の配布を依頼。回収は調査機関の回収専用メールアドレスへの返送を依頼。
- ・全国権利擁護支援ネットワークに加盟している団体：調査機関からの発送・回収（メール）

#### (4) 調査期間

令和4年1月

#### (5) 回収状況

- ・市町村社会福祉協議会：有効回答数 401 件（回収率 81.8%）
- ・全国権利擁護支援ネットワークに加盟している団体：有効回答数 28 件（回収率 30.4%）

<sup>6</sup> 市町村社会福祉協議会には、指定都市社会福祉協議会を含む。

<sup>7</sup> (一社) 全国権利擁護支援ネットワーク：全国で高齢者、障害者の権利擁護支援を実践している団体・個人の、情報交換や人材交流を目的としたネットワーク。2005年から活動開始。2009年に一般社団として設立。正会員（団体数）147（市町村社会福祉協議会を含む。団体数は、令和4年1月当団体HPより）。

## 2 法人に関する体制や運営について（令和3年3月末時点）

### 2-1 市町村社会福祉協議会

#### ○回答団体（市町村社会福祉協議会）の属性（令和3年3月末時点）：401法人

- ・令和3年3月末時点で「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答したのは、380市町村社協だった（95%）<sup>8</sup>。
- ・また、回答のあった市町村社協が中核機関を運営している割合は3割弱（27%）。権利擁護センターまたは成年後見センターを運営している割合は5割（49%）。
- ・「法人後見を実施している市町村社協が法人として実施している事業」（複数回答）としては、「相談」や「福祉サービス」の割合が7割以上を占めている。
  - ①日常生活自立支援事業：97%
  - ②法定後見（成年）：93%<sup>9</sup>
  - ③介護保険サービス（在宅系、通所系等）：79%、障害福祉サービス（居宅系、通所系、就労系）：73%
  - ④高齢者や障害者の日常生活や成年後見制度に関する相談事業（中核機関や権利擁護センター等で行っている相談事業も含む）：75%
- ・また、「任意後見」や「賃貸借契約、入院時の契約」等に取り組んでいる市町村社協の割合は1割前後だった（任意後見：11%、「賃貸借契約、入院時の契約」等は各6%）。

#### ○法人としての運営状況（令和3年3月末時点）：「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した380法人

- ・「法人後見の受任体制を整備してからの経過年数」で最も多かったのは「5～10年未満」（45%）。「10～20年未満」（24%）、「3～5年未満」（18%）が続いている。
- ・法人後見業務を担う合計人数（2,647人）に占める後見事務担当者の総数は1,008人（38%）。そのうち「後見事務の経験のある専門職<sup>10</sup>」の割合は484人（48%）。法人後見業務を担う合計人数（2,647人）に占める「法人後見支援員」の割合は62%。  
 <（参考）1団体当たりの体制、受任件数（令和3年3月末時点）>職員2人で6件受任している。
- ・「組織的な指導監督および監査体制」（複数回答）は「法的な問題に関する後見事務の経験のある専門職に対する相談体制」（70%）、「後見事務の経験のある専門職が法人の役員もしくは外部アドバイザーとして法人運営または法人後見業務に関与する体制」（61%）の割合が高い。

<sup>8</sup> 調査対象は令和元年9月末時点で法人後見を実施している市町村社協だが、本調査は回答時点を令和3年3月末時点と設定したため、「現在は受任していないが、過去に受任実績がある」を選択した市町村社会福祉協議会の回答も含まれている。

<sup>9</sup> 同上。

<sup>10</sup> 「後見事務の経験のある専門職」：弁護士・司法書士・社会福祉士

## ○法人として受任する事案の要件：

### 「法人として受任する事案の要件あり」と回答した 340 法人

- ・法人として受任する事案の要件を「あり」と回答した市町村社協は、340件（法人後見実施社協380件のうち89%）。「特に決めていない（状況による）」が33件（9%）。
- ・法人として受任する事案の要件があると回答した340法人が設けている「法人として受任する事案の要件」（複数回答）は、「法人所在地に居住する者」（82%）、「他に適切な候補者がいない者」（71%）、「家族・親族間の係争等がない者」（52%）の順になっている。
- ・また、「その他」の記述をみると、自由回答118件のうち、「日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）からの移行者」51件（43%）、「将来的に市民後見人への移行が見込まれる者」7件（6%）がみられ、法人として後見人等への就任後、支援の継続性を重視した検討がなされていることがうかがえる。

## ○法人として受任している事案（法定後見）の傾向（令和3年3月末時点）：

### 「法定後見（成年）の受任件数」が1人以上いると回答した 357 法人の受任実績（件数）の集計

- ・法人として受任している法定後見（成年）の件数：4,080件（令和3年3月末時点）。
- ・法人として受任している法定後見（成年）の件数の内訳：
  - －「法定後見（成年）の類型」：「後見」（68%）、「保佐」（25%）、「補助」（6%）。
  - －「高齢者・障害者の状況」：「高齢者」（68%）、「知的障害者」（19%）、「精神障害者」（13%）で、全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体の数値と比較して「高齢者」の割合が高い（全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体の「高齢者」の割合は48%）。
  - －「低所得に該当する者の数」：「生活保護受給者」（23%）、「住民税非課税世帯（生活保護受給者を除く）に所属する被後見人」（57%）。
  - －「その他の該当者数」：「被後見人等（本人）が後見人等や支援者とのコミュニケーションを拒否（とりづらい）」（10%）、「被後見人等（本人）から後見人等や支援者への頻回な連絡や要求、苦情等が入る」（5%）。

## ○法人後見業務（体制、運営）に関する評価の実施状況：

### 「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した 380 法人

- ・「法人後見業務（体制、運営）に関する評価の実施状況」（複数回答）は「未実施」が52%で、第1位となっている。
- ・実施している内容としては「法人または法人後見担当部署として自己評価を実施」18%となっている。
- ・「その他」の記述をみると、外部の第三者をメンバーとする委員会や内部の監査委員等による監査によるチェックがなされている記載がみられる。

○「法人後見支援員等（後見事務の経験のある専門職以外の者）」に対する人材養成の実施状況：「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した 380 法人

- ・「受任している個別事例を組織内で相談、検討する機会（ケース会議）等を通じたOJTを実施」（25%）、「その他」として「国や都道府県が実施している研修会に参加」や「社会福祉士会の研修」等が挙げられている。
- ・「未実施、該当者がいない」の割合が41%となっている

○法人または法人後見担当部署として利益相反や利益相反的な行為を防止するためにやっている取組：「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した 380 法人

- ・「家庭裁判所に相談、協議」（56%）の割合が最も高い。
- ・「後見業務に関わる会計担当部署と法人としてのサービス提供に関わる会計部署を分けている」（19%）、「貴法人が後見等業務を受任する場合、別のサービス提供事業者を探すこととしている」（17%）が続いている。
- ・「特にない」が22%となっている。

○回答団体の属性（令和3年3月末時点）：29 法人

- ・回答の寄せられた法人後見実施団体の8割は「特定非営利活動法人（NPO法人）」。そのうち、令和3年3月末時点で「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した法人は、28件。
- ・回答団体が中核機関、権利擁護センターまたは成年後見センターを運営している割合はそれぞれ10件（34%）、11件（37%）。
- ・法人後見を実施している団体が法人として実施している事業としては、「相談」や「福祉サービス」の割合が7割以上を占めている。
  - ①法定後見（成年）：28件（97%）
  - ②高齢者や障害者の日常生活や成年後見制度に関する相談事業（中核機関や権利擁護センター等で行っている相談事業も含む）：21件（75%）
  - ③親族後見人、市民後見人への相談、支援（中核機関や権利擁護センター等で行っている事業も含む）：14件（50%）
- ・また、「任意後見」や「緊急連絡先、緊急対応」、「賃貸借契約、入院時の契約」等に取り組んでいる法人が23割みられた（「緊急連絡先、緊急対応」8件（29%）、「任意後見」7件（25%）、「賃貸借契約、入院時の契約」6件（21%）等）。

○法人としての運営状況（令和3年3月末時点）：

「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した 28 法人

- ・法人後見の受任体制を整備してからの経過年数で最も多かったのは「10～20年未満」17件（61%）。「5～10年未満」6件（21%）。「3～5年未満」5件（18%）が続いている。
- ・後見事務担当者の総数は654人。そのうち「後見事務の経験のある専門職<sup>13</sup>」の割合は470人（72%）。専門職以外の者は28%（「後見事務の経験のある専門職以外の者（23%）」と「補助者（5%）」の合計）。
 

<（参考）1団体当たりの体制、受任件数（令和3年3月末時点）>  
職員6.5人で40件受任している。
- ・組織的な指導監督および監査体制はいずれの回答も8割を超えている（「後見事務の経験のある専門職が法人の役員もしくは外部アドバイザーとして法人運営または法人後見業務に関与する体制」27件（96%）、「法的な問題に関する後見事務の経験のある専門職に対する相談体制」25件（89%）、「後見事務の経験のある専門職が被後見人等の金銭管理や収支等の定期的なチェック体制」23件（82%））。

<sup>11</sup> 前掲 8

<sup>12</sup> 前掲 10

○法人として受任する事案の要件：「法人として受任する事案の要件あり」と回答した 18 法人

- ・法人として受任する事案の要件を「あり」と回答した法人は、18件（法人後見を実施している法人28件のうち64%）。「特に決めていない（状況による）」が9件（32%）。
- ・法人として受任する事案の要件があると回答した18法人が設けている「法人として受任する事案の要件」（複数回答）は、「その他」11件（61%）の割合が最多。「個人後見でのかわりが困難なケース」、「困難な事案」等の記載が見られる。
- ・次いで「法人所在地に居住する者」と「法人の代表者や理事等と利害関係のない者」がいずれも9件（50%）、「他に適切な候補者がいない者」7件（39%）が続いている。

○法人として受任している事案（法定後見）の傾向（令和3年3月末時点）：  
「法定後見（成年）の受任件数」が1人以上いると回答した 27 法人の受任実績（件数）の集計

- ・令和3年3月末時点で、法人として受任している法定後見（成年）の件数：1,343件。
- ・法人として受任している法定後見（成年）の件数の内訳：
  - －「法定後見（成年）の種類」：「後見」（65%）、「保佐」（28%）、「補助」（7%）。
  - －「高齢者・障害者の状況」：「高齢者」（48%）、「知的障害者」（37%）、「精神障害者」（16%）で、市町村社協の数値と比較して「知的障害者」の割合が高い（市町村社協の「知的障害者」の割合は19%）。
  - －「低所得に該当する者の数」：「生活保護受給者」（14%）、「住民税非課税世帯（生活保護受給者を除く）に所属する被後見人」（47%）。
  - －「その他の該当者数」：「被後見人等（本人）が後見人等や支援者とのコミュニケーションを拒否（とりづらい）」（12%）、「被後見人等（本人）から後見人等や支援者への頻回な連絡や要求、苦情等が入る」（4%）。

○法人後見業務（体制、運営）に関する評価の実施状況：  
「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した 28 法人

- ・「法人後見業務（体制、運営）に関する評価の実施状況」（複数回答）は「未実施」が11件（39%）で最多となっている。
- ・実施している内容は「法人または法人後見担当部署として自己評価を実施」8件（29%）、「後見事務担当者に対し、自己評価を行うよう要請」6件（21%）が続いている。

○「法人後見支援員等（後見事務の経験のある専門職以外の者）」に対する人材養成の実施状況：「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した 28 法人

- ・「受任している個別事例を組織内で相談、検討する機会（ケース会議）等を通じたOJTを実施」18件（64%）、「その他」として、外部研修に出席したり、委託事業として団体が研修を実施している記載がみられる。

○法人または法人後見担当部署として利益相反や利益相反的な行為を防止するために  
行っている取組：「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と  
回答した 28 法人

- ・「家庭裁判所に相談、協議」10件（36%）、「貴法人が後見人等を受任している（た）被後見人等やその家族・親族から寄付や遺贈の申し出はお断りしている」8件（29%）となっている。
- ・「特にない」が8件（29%）となっている。

3 調査結果 (集計表)

3-1 市町村社会福祉協議会向け調査結果

① 回答団体の基本情報

(1) 自治体区分

	回答数	割合
01 政令指定都市	16	4%
02 中核市	30	7%
03 (01, 02を除く)市・特別区	245	61%
04 町村	109	27%
無回答	1	0%
合計	401	100%

(2) 中核機関の運営状況

	回答	割合
01 市町村等からの委託を受け運営(一部委託を含む)	110	27%
02 市町村等からの補助を受け運営	4	1%
03 その他	41	10%
04 実施していない	245	61%
無回答	1	0%
合計	401	100%

	回答					割合				
	政令指定都市・中核市	(01, 02を除く)市・特別区	町村	無回答	合計	政令指定都市・中核市	(01, 02を除く)市・特別区	町村	無回答	合計
01 市町村等からの委託を受け運営(一部委託を含む)	27	64	19	0	110	59%	26%	17%	0%	27%
02 市町村等からの補助を受け運営	1	0	3	0	4	2%	0%	3%	0%	1%
03 その他	1	29	11	0	41	2%	12%	10%	0%	10%
04 実施していない	17	152	76	0	245	37%	62%	70%	0%	61%
無回答	0	0	0	1	1	0%	0%	0%	100%	0%
合計	46	245	109	1	401	100%	100%	100%	100%	100%

### (3) 権利擁護センターまたは成年後見センターの運営状況

		回答	割合
01	市町村等からの委託を受け運営(一部委託を含む)	153	38%
02	市町村等からの補助を受け運営	43	11%
03	その他	54	13%
04	実施していない	151	38%
	無回答	0	0%
	合計	401	100%

	回答					割合				
	政令指定都市・中核市	(01, 02を除く)市・特別区	町村	無回答	合計	政令指定都市・中核市	(01, 02を除く)市・特別区	町村	無回答	合計
01 市町村等からの委託を受け運営(一部委託を含む)	27	93	33	0	153	59%	38%	30%	0%	38%
02 市町村等からの補助を受け運営	6	29	8	0	43	13%	12%	7%	0%	11%
03 その他	4	37	12	1	54	9%	15%	11%	100%	13%
04 実施していない	9	86	56	0	151	20%	35%	51%	0%	38%
無回答	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0%
合計	46	245	109	1	401	100%	100%	100%	100%	100%

### (4) 法人後見の受任状況

		回答数	割合
01	法人後見を行っている(法人として後見人等を受任している)	380	95%
02	現在は受任していないが、過去に受任実績がある	13	3%
	無回答	8	2%
	合計	401	100%

## (5) 法人として実施している事業【複数回答】

	回答数	割合
01 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)	370	97%
02 介護保険サービス(在宅系、通所系等) ※地域密着型、予防を含む(以下同じ)。	300	79%
03 介護保険サービス(入所施設、グループホーム等)	36	9%
04 介護保険サービス(02、03を除くその他の事業)	69	18%
05 障害福祉サービス(居宅系、通所系、就労系)	277	73%
06 障害福祉サービス(入所施設、グループホーム等)	14	4%
07 障害福祉サービス(05、06を除くその他の事業)	70	18%
08 生活困窮者自立支援事業(一部受託等を含む)	211	56%
09 日常生活自立支援事業、生活困窮者支援事業の対象者以外の金銭管理	64	17%
10 日常生活をサポートする事業(見守り、配食、買い物代行、移送等)	223	59%
11 高齢者や障害者の日常生活や成年後見制度に関する相談事業(中核機関や権利擁護センター等で行っている相談事業も含む)	284	75%
12 市民後見人の養成、支援(中核機関や権利擁護センター等で行っている事業も含む)	150	39%
13 親族後見人、市民後見人への相談、支援(中核機関や権利擁護センター等で行っている事業も含む)	166	44%
14 法定後見(成年)	353	93%
15 法定後見(未成年)	29	8%
16 任意後見	43	11%
17 賃貸借契約、入院時の契約	22	6%
18 施設入所時の契約	23	6%
19 緊急連絡先、緊急対応	24	6%
20 死後事務委任契約	24	6%
21 その他	56	15%
無回答	1	0%
合計	2,809	739%
対象法人数	380	100%

※1—1「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている(法人として後見人等を受任している)」の回答法人 380 が対象

### 【「その他」の記述（抜粋）】

緊急事務管理	指定都市社協
要介護認定調査事務受託事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、住宅確保要配慮者支援事業	指定都市社協
生活支援体制整備事業、生活困窮者に対する相談支援事業	市社協
障害者虐待防止センター、生活福祉資金貸付事業、ひとり親家庭等日常生活支援員派遣事業	市社協
共同募金事業、生活福祉資金貸付事業、児童センターや老人福祉センターの経営等	市社協
エンディングノートの作成・配布	市社協
ファミリー・サポート・センター、共同募金、生活支援体制整備事業	市社協
生活福祉資金貸付事業、心配ごと相談事業	町村社協
共同募金事業、生活福祉資金貸付事業、インフォーマルサービス事業、ボランティアセンター事業等	町村社協
ボランティア活動の振興、就労準備支援事業、家計改善支援事業、生活支援体制整備事業、重層的支援体制構築準備事業 等	町村社協
共同募金事業、老人福祉センター受託、児童館受託、生活福祉資金貸付	町村社協

(6) 「貸借契約、入院時の契約」「施設入所時の契約」「緊急連絡先、緊急対応」「死後事務委任契約」のサービスを提供する場合、法人または法人担当部署として原則としている契約形態  
【複数回答】

	回答数	割合
01 一括契約のみ	9	23%
02 個々の契約を認めている(後から追加、変更、解除は不可)	1	3%
03 個々の契約を認めている(後から追加、変更、解除も可能)	28	70%
無回答	2	5%
合計	40	100%
対象数(前問で17~20の回答者)	40	100%

※1-1 「(5) 法人として実施している事業」で「17 貸借契約、入院時の契約」「18 施設入所時の契約」「19 緊急連絡先、緊急対応」「20 死後事務委任契約」の回答法人 40 が対象

(7)「賃貸借契約、入院時の契約」「施設入所時の契約」「緊急連絡先、緊急対応」「死後事務委任契約」のサービスを提供する場合、法人または法人担当部署として行うことを定めている取組【複数回答】

		回答数	割合
01	契約締結にあたり、重要事項説明を実施するルールとしている	21	53%
02	契約前に、可能な限り家族・親族への説明を実施するルールとしている	21	53%
03	預託金を信託会社へ預け入れしている	1	3%
04	定期的に、本人の状況変化や意向確認を行うルールとしている	31	78%
05	その他	4	10%
06	特になし	4	10%
	無回答	1	3%
	合計	83	208%
	対象数(前問で17~20の回答者)	40	100%

※1—1「(5) 法人として実施している事業」で「17 賃貸借契約、入院時の契約」「18 施設入所時の契約」「19 緊急連絡先、緊急対応」「20 死後事務委任契約」の回答法人40が対象

## ② 法人に関する体制や運営について（令和3年3月末時点）

### （1）法人後見の受任体制を整備してからの経過年数

		回答数	割合
01	3年未満	48	13%
02	3～5年未満	69	18%
03	5～10年未満	170	45%
04	10～20年未満	90	24%
05	20年以上	2	1%
	無回答	1	0%
	合計	380	100%
	対象法人数	380	100%

※1-1「（4）法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」の回答数 380 が対象

	回答				割合			
	政令指定都市・中核市	(01, 02を除く)市・特別区	町村	合計	政令指定都市・中核市	(01, 02を除く)市・特別区	町村	合計
01 3年未満	4	28	16	48	9%	12%	16%	13%
02 3～5年未満	2	45	22	69	5%	19%	23%	18%
03 5～10年未満	20	111	39	170	45%	46%	40%	45%
04 10～20年未満	15	55	20	90	34%	23%	21%	24%
05 20年以上	2	0	0	2	5%	0%	0%	1%
無回答	1	0	0	1	2%	0%	0%	0%
合計	44	239	97	380	100%	100%	100%	100%
対象法人数	44	239	97	380	100%	100%	100%	100%

(2) 法人後見業務を担う人員体制 (回答実人数の集計値)

		回答数	割合
01	後見事務担当者(総数)	1,008	38%
02	01のうち後見事務の経験のある専門職	484	48%
03	法人後見支援員	1,639	62%
	合計	2,647	-

※1-1「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている(法人として後見人等を受任している)」の回答法人380のうち、01 後見事務担当者と03 法人後見支援員が「0人」の法人及び無回答の法人25を除くが375法人が対象

	回答数			割合		
	01 後見事務担当者 (総数)	02 01のうち後見事務の経験のある 専門職	03 法人後見 支援員	01 後見事務担当者 (総数)	02 01のうち後見事務の経験のある 専門職	03 法人後見 支援員
0人	3	119	153	0.8%	31.7%	40.8%
1人	93	105	44	24.8%	28.0%	11.7%
2人	112	75	30	29.9%	20.0%	8.0%
3人	87	24	14	23.2%	6.4%	3.7%
4人	39	15	14	10.4%	4.0%	3.7%
5人	15	8	10	4.0%	2.1%	2.7%
6~10人	20	6	32	5.3%	1.6%	8.5%
11~20人	4	1	22	1.1%	0.3%	5.9%
21~50人	0	0	14	0%	0%	3.7%
51~100人	0	0	4	0%	0%	1.1%
100人以上	0	0	1	0%	0%	0.3%
無回答	2	22	37	0.5%	5.9%	9.9%
対象法人数	375	375	375	100.0%	100.0%	100.0%
人数合計	1,008	484	1,639			
平均値	2.7	1.4	4.8			
中央値	2	1	1			
最大値	17	11	165			

※有効回答数:375(01後見事務担当者と03法人後見支援員が「0人」の法人及び無回答の法人25を除く)

### (3) 組織的な指導監督および監査体制の有無【複数回答】

	回答数	割合
01 後見事務の経験のある専門職が法人の役員もしくは外部アドバイザーとして法人運営または法人後見業務に関する体制	230	61%
02 法的な問題に関する後見事務の経験のある専門職に対する相談体制	266	70%
03 後見事務の経験のある専門職が被後見人等の金銭管理や収支等の定期的なチェック体制	97	26%
04 その他	62	16%
05 特になし	9	2%
無回答	30	8%
合計	694	183%
対象法人数	380	100%

※1-1 「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」の回答法人 380 が対象

#### 【「その他」の記述（抜粋）】

後見事務経験者等で構成された成年後見運営委員会による審議（年6回）	指定都市社協
弁護士、医師、社会福祉士、行政担当者で構成される成年後見運営審査委員会（年6回）で報告、審査を行う。	指定都市社協
財産管理を金融機関職員、身上監護を外部の施設職員に監査してもらう体制	中核市社協
司法・医療・福祉・金融機関関係者や学識経験者で構成される運営委員会での相談	中核市社協
顧問弁護士に相談する体制がある。	市社協
年2回内部監査によりチェック	市社協
財産管理について、日常生活自立支援事業に準じた実施記録簿を作成し、月ごとにまとめて通帳の写しを添えて内部決裁を取っている。また、後見事務全般についてケース記録の閲覧と週一回のケース共有会議にて相互チェックの場としている。	市社協
監事による監査の際に、被後見人等の金銭管理や収支等の定期的なチェックする仕組み	町村社協
内部監査、外部監査で財産管理面のチェック体制あり	町村社協
法人後見運営委員会の設置（委員：学識経験者・法律関係者・医療関係者・福祉関係者・行政関係者）	町村社協

## (4) 法人として受任する事案の要件の有無

		回答数	割合
01	あり	340	89%
02	なし	6	2%
03	特に決めていない(状況による)	33	9%
	無回答	1	0%
	合計	380	100%
	対象法人数	380	100%

※1-1 「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている(法人として後見人等を受任している)」の回答法人 380 が対象

## (5) 法人として受任する事案の要件の概要

		回答数	割合
01	法人所在地に居住する者	280	82%
02	生活保護受給者、低所得者や一定収入以下の者(住民税非課税世帯等)	109	32%
03	家族・親族間の係争等がない者	177	52%
04	複雑な不動産の処分、相続や遺産分割などの対応を要しない者	116	34%
05	法人の代表者や理事等と利害関係のない者	70	21%
06	他に適切な候補者がいない者	242	71%
07	市町村長申立ての者	170	50%
08	後見人等や支援者とのコミュニケーションが可能な程度の判断能力や精神状態の者	17	5%
09	その他	118	35%
	無回答	2	1%
	合計	1,301	383%
	対象法人数(前問で01の回答法人)	340	100%

※1-2 「(4) 法人として受任する事案の要件の有無」で「01 あり」の回答法人 340 が対象

## 【「その他」の記述（抜粋）】

自由回答 118 件のうち、

- ・日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）からの移行者：51件（43.2%）
- ・将来的に市民後見人への移行が見込まれる者：7件（6%）

### ● 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）からの移行者

日常生活自立支援事業からの移行事案で、法人が切れ目なく支援することで本人利益が見込める者	指定都市社協
日常生活自立支援事業での対応が難しく、社協の法人として継続したかわりを必要とする者	中核市社協
法人所在地の隣接市・区におり、本市が介護保険等の支給決定等をしている者	中核市社協
日常生活自立支援事業者の利用者で、他に適切な後見人を得られないと判断された者	市社協
日常生活自立支援事業の契約者、知的障害者及び精神障害者であって、長期に渡り支援を必要とする者	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入資産が少なく、後見報酬が見込めない者。</li> <li>・財産管理より身上監護でのウェイトが高いと見込まれる者。</li> <li>・年齢が若く、長期間の後見が必要となる者。</li> <li>・後見人個人への攻撃が懸念される者。</li> </ul>	市社協
基本的には法人の実施する福祉サービス利用援助事業の利用者	町村社協

### ● 将来的に市民後見人への移行が見込まれる者

親族等の紛争性や法的課題がない市民後見人が受任するにあたって負担の少ない者	指定都市社協
市民後見人の受け皿として将来的に受任移行が想定される者	中核市社協
法人後見から市民後見人にリレーすることが適切と認められる者	市社協

### ● その他

後見事務経験者等で構成された成年後見運営委員会による審議（年6回）	指定都市社協
-----------------------------------	--------

(6) 法人として受任する事案の件数の上限設定の有無

		回答数	割合
01	あり	27	7%
02	なし	75	20%
03	特に決めていない(状況による)	274	72%
	無回答	4	1%
	合計	380	100%
	対象法人数	380	100%

※1-1 「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている(法人として後見人等を受任している)」の回答法人 380 が対象

上限数	回答数	割合
3件	2	7%
5件	7	26%
9件	1	4%
10件	3	11%
15件	1	4%
18件	1	4%
20件	2	7%
25件	3	11%
30件	4	15%
35~40件	1	4%
40件	1	4%
50件	1	4%
対象法人数	27	100%

### ③ 法人後見の受任実績、概要

#### (1) 法人後見の受任実績、概要（回答実績数の集計値）

	回答数	割合
01 法人後見の受任体制を整備した年月～令和3年3月末時点までの累計受任件数	7,390	
02 01のうち令和3年3月末時点で受任している件数	4,151	
03 02のうち法定後見(成年)の受任件数	4,080	98%
04 02のうち法定後見(未成年)の受任件数	14	0%
05 02のうち任意後見の契約件数(未発効、発効を問わず契約している全数)	141	3%
06 貴法人が監督人等として選任され、関与している件数	369	
無回答	17	
合計	16,145	
対象法人数	380	

※1-1「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」の回答法人 380 が対象

	回答数			割合		
	01 法人後見の受任体制を整備した年月～令和3年3月末時点までの累計受任件数	02 01のうち令和3年3月末時点で受任している件数	03 02のうち法定後見(成年)の受任件数	01 法人後見の受任体制を整備した年月～令和3年3月末時点までの累計受任件数	02 01のうち令和3年3月末時点で受任している件数	03 02のうち法定後見(成年)の受任件数
0人	1	5	3	0.3%	1.3%	0.8%
1人	17	35	39	4.5%	9.2%	10.3%
2人	28	32	35	7.4%	8.4%	9.2%
3人	23	37	36	6.1%	9.7%	9.5%
4人	32	24	24	8.4%	6.3%	6.3%
5人	16	25	25	4.2%	6.6%	6.6%
6～10人	71	88	85	18.7%	23.2%	22.4%
11～20人	75	68	66	19.7%	17.9%	17.4%
21～50人	69	36	37	18%	9%	9.7%
51～100人	17	8	9	4%	2%	2.4%
100人以上	12	2	1	3%	1%	0.3%
無回答	19	20	20	5.0%	5.3%	5.3%
対象自治体数	380	380	380	100.0%	100.0%	100.0%
人数合計	7,390	4,151	4,080			
平均値	20.5	11.5	11.3			
中央値	10	6.5	6			
最大値	471	199	186			

(2) 受任している法定後見の種類 (回答実績数の集計値)

	回答数	割合
01 後見	2,782	68%
02 保佐	1,039	25%
03 補助	259	6%
合計	4,080	100%
対象法人数(前問で03の回答法人)	357	

※1-3 「(1) 法人後見の受任実績、概要」で「03. 法定後見 (成年) の受任件数」が1人以上いると回答した法人 357 が対象

(3) 高齢者・障害者の状況 (回答実績数の集計値)

	回答数	割合
01 高齢者(65歳以上の知的障害者、精神障害者を含む)	2,788	68%
02 知的障害者	755	19%
03 精神障害者(遷延性意識障害、高次脳機能障害を含む)	520	13%
04 その他	30	1%
合計	4,080	100%
対象法人数(前問で03の回答法人)	357	

※1-3 「(1) 法人後見の受任実績、概要」で「03. 法定後見 (成年) の受任件数」が1人以上いると回答した法人 357 が対象

【「その他」の記述 (抜粋)】

若年性認知症
脳血管性認知症
重度身体障害者
難病患者 (意思疎通困難)
高次脳機能障害

(4) 低所得に該当する者の数 (回答実績数の集計値)

	回答数	割合
01 生活保護受給者	929	23%
02 住民税非課税世帯(生活保護受給者を除く)に所属する被後見人	2,324	57%
非該当	827	20%
合計	4,080	100%
対象法人数(前問で03の回答法人)	357	

※1-3 「(1) 法人後見の受任実績、概要」で「03. 法定後見 (成年) の受任件数」が1人以上いると回答した法人 357 が対象

(5) その他に該当する者の数 (回答実績数の集計値)

		回答数	割合
01	被後見人等(本人)が後見人等や支援者とのコミュニケーションを拒否(とりづらい)	406	10%
02	被後見人等(本人)から後見人等や支援者への頻回な連絡や要求、苦情等が入る	214	5%
03	被後見人等の家族・親族から後見人等や支援者への頻回な連絡や要求、苦情等が入る	78	2%
04	被後見人等に自傷や他害の行為がある	97	2%
05	家族・親族間の係争等がある	102	3%
06	その他	103	3%
	合計	4,080	100%
	対象法人数(前問で03の回答法人)	357	

※1-3 「(1) 法人後見の受任実績、概要」で「03. 法定後見(成年)の受任件数」が1人以上いると回答した法人357が対象

【「その他」の記述(抜粋)】

● 本人、家族等との間で生じる課題

被後見人等の知人から後見人等や支援者への頻回な連絡や要求、苦情等が入る。	指定都市社協
被後見人が知的害のある長男と同居しており、世帯への支援が必要。	市社協
身寄りがない又はいても協力が得られない。	市社協
本人がごみ屋敷で生活され、必要と思われる支援を拒否される。	町村社協
金銭管理が不十分で浪費癖がある。	町村社協

● 他の支援機関との間で生じる課題

病院、グループホーム、有料老人ホームから日用品等の買い物の要求がある。	中核市社協
後見人と支援者との間で支援方法等の相違あり。	市社協

(6) 契約している任意後見の形態ごとの件数 (回答実績数の集計値)

	回答数
01 即効型	9
02 移行型	46
03 将来型	84
合計	139
対象数	23

※1-3 「(1) 法人後見の受任実績、概要」で「05. 任意後見の契約件数(未発効、発効を問わず契約している全数)」が1人以上いると回答した法人23が対象

## ④ 法人後見実施団体、法人後見担当部署としての活動概要

## (1) 受任している個別事例を組織内で相談、検討する機会(ケース会議)等の実施状況【複数回答】

	回答数	割合
01 全事例を対象に定期的に実施	71	19%
02 必要な事例を対象に定期的に実施	89	23%
03 不定期に実施	206	54%
04 未実施(そのような機会を設けていない)	60	16%
無回答	5	1%
合計	431	113%
対象法人数	380	100%

※1-1「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている(法人として後見人等を受任している)」の回答法人 380 が対象

(2) 法人後見業務(体制、運営等)に関する評価の実施状況(あてはまるものすべてを選択)  
【複数回答】

	回答数	割合
01 法人または法人後見担当部署として自己評価を実施	69	18%
02 後見事務担当者に対し、自己評価を行うよう要請	21	6%
03 被後見人等やその家族・親族、支援関係部署・機関等へのアンケート調査、聞きとり等を実施	6	2%
04 外部の第三者に法人後見業務に関する評価を依頼(法人全体の評価の一部として法人後見業務の評価が含まれている場合も含む)	48	13%
05 その他	58	15%
06 未実施	199	52%
無回答	9	2%
合計	410	108%
対象法人数	380	100%

※1-1「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている(法人として後見人等を受任している)」の回答法人 380 が対象

	回答					割合				
	(体制整備後) 5年未満	(体制整備後) 5~10年未満	(体制整備後) 10年以上	無回答	合計	(体制整備後) 5年未満	(体制整備後) 5~10年未満	(体制整備後) 10年以上	無回答	合計
01 法人または法人後見担当部署として自己評価を実施	24	24	21	0	69	21%	14%	23%	0%	18%
02 後見事務担当者に対し、自己評価を行うよう要請	3	12	6	0	21	3%	7%	7%	0%	6%
03 被後見人等やその家族・親族、支援関係部署・機関等へのアンケート調査、聞き取り等を実施	1	5	0	0	6	1%	3%	0%	0%	2%
04 外部の第三者に法人後見業務に関する評価を依頼(法人全体の評価の一部として法人後見業務の評価が含まれている場合も含む)	15	15	17	1	48	13%	9%	18%	100%	13%
05 その他	20	26	12	0	58	17%	15%	13%	0%	15%
06 未実施	61	94	44	0	199	52%	55%	48%	0%	52%
無回答	5	3	1	0	9	4%	2%	1%	0%	2%
合計	129	179	101	1	410	110%	105%	110%	100%	108%
対象法人数	117	170	92	1	380	100%	100%	100%	100%	100%

### 【「その他」の記述（抜粋）】

法人で設置の諮問機関（業務監督審査会）による評価を受けている。	指定都市社協
運営適正化委員会による日常生活自立支援事業の実施状況調査の際に、法人後見業務について併せて報告している。	指定都市社協
法人後見運営委員会に対して定期活動報告を行っている。	市社協
個々の事案に応じて支援計画を作成し、1年に一度実施状況の見直しを行っている。	市社協
医師、弁護士、司法書士、福祉事務所長等からなる委員会にて定期的な評価あり。	市社協
弁護士や司法書士等で組織する法人後見事業審査会で業務における客観的な評価を受けている。	町村社協
社協監査があり、職員からの聞き取りも含め、評価される。	町村社協

(3) 「法人後見支援員等（後見事務の経験のある専門職以外の者）」に対する人材養成の実施状況  
【複数回答】

	回答数	割合
01 法人または法人後見担当部署独自で研修カリキュラムを作成、実施	44	12%
02 法人または法人後見担当部署が、国の市民後見人養成講座カリキュラムを活用、アレンジして研修を実施	32	8%
03 自治体の市民後見人養成研修の受講を推奨	50	13%
04 受任している個別事例を組織内で相談、検討する機会（ケース会議）等を通じたOJTを実施	95	25%
05 その他	76	20%
06 未実施、該当者がいない	156	41%
無回答	10	3%
合計	463	122%
対象法人数	380	100%

※1-1 「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」の回答法人 380 が対象

【「その他」の記述（抜粋）】

自由回答73件のうち、

- ・国研修への参加：8件（11%）
- ・都道府県（社会福祉協議会、社会福祉士会）が実施する研修への参加：44件（60%）

国や県が実施している研修会に参加。	（自治体区分を問わず）
社会福祉士会の研修（基礎研修・成年後見人養成研修）に参加。	（自治体区分を問わず）
弁護士会等の主催する研修会に参加。	市社協
他自治体の社協と合同で市民後見人養成講座を開催。	町村社協

(4) 法人または法人後見担当部署として利益相反や利益相反的な行為を防止するために行っている取組【複数回答】

		回答数	割合
01	貴法人がサービスを提供している事業の利用者の候補者にはならないもしくは受任しないこととしている	49	13%
02	貴法人が後見等業務を受任する場合、別のサービス提供事業者を探すこととしている	63	17%
03	法律専門職等との複数後見での申立てを行い、貴法人のサービス利用契約、手続きは法律専門職が行うこととしている	7	2%
04	貴法人の代表者や理事等が運営している法人等の事業の利用者の候補者にはならないもしくは受任しないこととしている	15	4%
05	後見業務に関わる会計担当部署と法人としてのサービス提供に関わる会計部署を分けている	74	19%
06	家庭裁判所に相談、協議することとしている	214	56%
07	後見監督人等の申立てを行うこととしている	6	2%
08	貴法人が後見人等を受任している(た)被後見人等やその家族・親族から寄付や遺贈の申し出を受けた場合のルールを設けている(倫理規定等の作成を含む)	6	2%
09	貴法人が後見人等を受任している(た)被後見人等やその家族・親族から寄付や遺贈の申し出はお断りしている	34	9%
10	その他	56	15%
11	特になし	84	22%
	無回答	5	1%
	合計	613	161%
	対象法人数	380	100%

※1-1「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている(法人として後見人等を受任している)」の回答法人 380 が対象

【「その他」の記述(抜粋)】

● 体制・運用全般

権利擁護の部署を他の部署から独立させておく。	市社協
権利擁護運営審議会では利害関係にあたるかどうかを含めて審議をしている。	市社協
法人後見審査委員会(外部専門職)で協議することとなっている。	町村社協

● 法人後見の受任、法人後見受任にあたってのサービスの継続利用の判断

夫婦や親子など同一世帯の申立てがある場合、受任はその内の1名のみとしている。	指定都市社協
被後見人等が当法人のサービスを契約する際は特別代理人を立てている。	市社協
法人後見事業運営委員会で受任の可否について相談する。	市社協
受任前に本人が契約したサービスは継続的に利用するが、新たなサービスは利用しない。	市社協

社会資源が本会しかない地域などは、家裁と協議して受任。	市社協
法人受任をする場合は権利擁護アドバイザー（弁護士、司法書士、社会福祉士）と市関係各課が入った会議にて受任の可否を決定している。	市社協
日常生活自立支援事業の利用者が法人後見の被後見人になる場合には、運営委員会へ諮る。	町村社協

● 寄付等の受け取りの判断

後見人等を受任している（た）被後見人等やその家族・親族からの寄付や遺贈の申し出を受けた場合は、法人として協議のうえ対応を決定する。	指定都市社協
慣習として香典返しの申し出は受けることとしている。 広報等で他の寄付者と同様に周知。	市社協

## 3-2 全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体向け調査結果

## ① 回答団体の基本情報

## (1) 法人区分

		回答数	割合
01	特定非営利活動法人(NPO法人)	23	79%
02	一般社団法人	6	21%
03	その他	0	0%
	無回答	0	0%
	合計	29	100%

## (2) 中核機関の運営状況

		回答数	割合
01	市町村等からの委託を受け運営(一部委託を含む)	10	34%
02	市町村等からの補助を受け運営	0	0%
03	その他	2	7%
04	実施していない	2	7%
	無回答	15	52%
	合計	29	100%

## (3) 権利擁護センターまたは成年後見センター等の運営状況

		回答数	割合
01	市町村等からの委託を受け運営(一部委託を含む)	10	34%
02	市町村等からの補助を受け運営	1	3%
03	その他	5	17%
04	実施していない	3	10%
	無回答	10	34%
	合計	29	100%

## (4) 法人後見の受任状況

	回答数	割合
01 法人後見を行っている(法人として後見人等を受任している)	28	97%
02 現在は受任していないが、過去に受任実績がある	0	0%
03 過去に受任実績はないが、受任体制はある	1	3%
04 受任実績、受任体制なし	0	0%
無回答	0	0%
合計	29	100%

## (5) 法人として実施している事業【複数回答】

	回答数	割合
01 高齢者や障害者の日常生活や成年後見制度に関する相談事業(中核機関や権利擁護センター等で行っている相談事業も含む)	21	75%
02 市民後見人の養成、支援(中核機関や権利擁護センター等で行っている事業も含む)	10	36%
03 親族後見人、市民後見人への相談、支援(中核機関や権利擁護センター等で行っている事業も含む)	14	50%
04 法定後見(成年)	27	96%
05 法定後見(未成年)	2	7%
06 任意後見	7	25%
07 生活困窮者自立支援事業(一部受託等を含む)	0	0%
08 生活困窮者支援事業の対象者以外の金銭管理	7	25%
09 日常生活をサポートする事業(見守り、配食、買い物代行、移送等)	4	14%
10 ふれあいサロン、居場所づくり等	3	11%
11 就労支援等	2	7%
12 賃貸借契約、入院時の契約	6	21%
13 施設入所時の契約	7	25%
14 緊急連絡先、緊急対応	8	29%
15 死後事務委任契約	6	21%
16 その他	8	29%
無回答	0	0%
合計	132	471%
対象法人数	28	100%

※2-1 「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている(法人として後見人等を受任している)」の回答法人28が対象

### 【「その他」の記述（抜粋）】

障がい者基幹相談支援事業所	特定非営利活動法人
市民向けの障がい者の権利擁護に関する研修	特定非営利活動法人
シェルター、生活見守り付きアパート、暮らしの相談、金銭管理など見守り事	特定非営利活動法人
施設入所者の財産管理（通帳の管理）	特定非営利活動法人
健常者を対象とした委任契約に基づく私的後見事業（死後事務契約を含む）	特定非営利活動法人
成年後見制度等権利擁護に係る相談・広報啓発・人材育成事業	特定非営利活動法人
児童コミュニテイクラブ、子ども食堂、学習支援、友愛電話等	特定非営利活動法人
エンディングノート作成支援、共同墓碑管理、顧問弁護士への相談	特定非営利活動法人

(6) 「貸借契約、入院時の契約」「施設入所時の契約」「緊急連絡先、緊急対応」「死後事務委任契約」のサービスを提供する場合、法人または法人担当部署として原則としている契約形態  
【複数回答】

	回答数	割合
01 一括契約のみ	1	11%
02 個々の契約を認めている(後から追加、変更、解除は不可)	0	0%
03 個々の契約を認めている(後から追加、変更、解除も可能)	7	78%
無回答	1	11%
合計	9	100%
対象法人数(前問で12~15の回答法人)	9	100%

※2-1 「(5) 法人として実施している事業」で「12 貸借契約、入院時の契約」「13 施設入所時の契約」「14 緊急連絡先、緊急対応」「15 死後事務委任契約」の回答数9が対象

(7)「賃貸借契約、入院時の契約」「施設入所時の契約」「緊急連絡先、緊急対応」「死後事務委任契約」のサービスを提供する場合、法人または法人担当部署として行うことを定めている取組  
【複数回答】

	回答数	割合
01 契約締結にあたり、重要事項説明を実施するルールとしている	3	33%
02 契約前に、可能な限り家族・親族への説明を実施するルールとしている	6	67%
03 預託金を信託会社へ預け入れしている	0	0%
04 定期的に、本人の状況変化や意向確認を行うルールとしている	7	78%
05 その他	4	44%
06 特になし	0	0%
無回答	1	11%
合計	21	233%
対象法人数(前問で12~15の回答法人)	9	100%

※2-1 「(5) 法人として実施している事業」で「12 賃貸借契約、入院時の契約」「13 施設入所時の契約」「14 緊急連絡先、緊急対応」「15 死後事務委任契約」の回答数9が対象

【「その他」の記述（抜粋）】

公正証書を作成し個々の状況に合わせて契約している。	特定非営利活動法人
月に一度、面談を実施（コロナで不可能な時はリモート会議）。	特定非営利活動法人
一人の被後見人等に対して複数の担当者を配置し、重要なことは法人として確認して実施している。	特定非営利活動法人

## ② 法人後見に関する体制や運営について（令和3年3月末時点）

### （1）法人後見の受任体制を整備してからの経過年数

		回答数	割合
01	3年未満	0	0%
02	3～5年未満	5	18%
03	5～10年未満	6	21%
04	10～20年未満	17	61%
05	20年以上	0	0%
	無回答	0	0%
	合計	28	100%
	対象法人数	28	100%

※2-1 「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」の回答法人28が対象

### （2）法人後見業務を担う人員体制（回答実人数の集計値）

		回答数	割合
01	後見事務担当者（総数）	654	-
02	01のうち後見事務の経験のある専門職	470	72%
03	01のうち02に該当しない者	153	23%
04	補助者	33	5%
	合計	1,310	-

※2-1 「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」の回答法人28が対象

		平均値(人)	中央値(人)
01	後見事務担当者（総数）	23.4	6.5
02	01のうち後見事務の経験のある専門職	16.8	4.0
03	01のうち02に該当しない者	6.4	2.0
04	補助者	1.3	0.0

## (3) 組織的な指導監督および監査体制の有無【複数回答】

		回答数	割合
01	後見事務の経験のある専門職が法人の役員もしくは外部アドバイザーとして法人運営または法人後見業務に関与する体制	27	96%
02	法的な問題に関する後見事務の経験のある専門職に対する相談体制	25	89%
03	後見事務の経験のある専門職が被後見人等の金銭管理や収支等の定期的なチェック体制	23	82%
04	その他	3	11%
05	特になし	0	0%
	無回答	0	0%
	合計	78	279%
	対象法人数	28	100%

※2-1 「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」の回答法人 28 が対象

## (4) 法人として受任する事案の要件の有無

		回答数	割合
01	あり	18	64%
02	なし	1	4%
03	特に決めていない(状況による)	9	32%
	無回答	0	0%
	合計	28	100%
	対象法人数	28	100%

※2-1 「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」の回答法人 28 が対象

(5) 法人として受任する事案の要件の概要【複数回答】

	回答数	割合
01 法人所在地に居住する者	9	50%
02 生活保護受給者、低所得者や一定収入以下の者(住民税非課税世帯等)	5	28%
03 家族・親族間の係争等がない者	4	22%
04 複雑な不動産の処分、相続や遺産分割などの対応を要しない者	4	22%
05 法人の代表者や理事等と利害関係のない者	9	50%
06 他に適切な候補者がいない者	7	39%
07 市町村長申立ての者	4	22%
08 後見人等や支援者とのコミュニケーションが可能な程度の判断能力や精神状態の者	3	17%
09 その他	11	61%
無回答	0	0%
対象法人数(前問で01の回答法人)	18	100%

※2-2 「(4) 法人として受任する事案の要件の有無」で「0あり」の回答法人18が対象

【「その他」の記述(抜粋)】

個人後見でのかかわりが困難なケース。	特定非営利活動法人
個人後見が難しい案件、後見報酬が見込めない案件、第三者を交えた会議で認められた案件。	特定非営利活動法人
法的問題と福祉的問題を含む困難事案を受任している。	一般社団法人
後見事務担当者の余力があること、事務が可能な距離であること。	一般社団法人
地域連携ネットワークにあがってくる困難事例、社協法人後見では受任困難とされる案件、福祉、司法の専門的支援、連携が必要な案件、虐待案件など。	一般社団法人

(6) 法人として受任する事案の件数の上限設定の有無

		回答数	割合
01	あり	3	11%
02	なし	6	21%
03	特に決めていない(状況による)	18	64%
	無回答	1	4%
	合計	28	100%
	対象法人数	28	100%

※2-1 「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」の回答法人 28 が対象

③ 法人後見の受任実績、概要

(1) 法人後見の受任実績、概要（回答実績数の集計値）

		回答数	03÷02	平均値	中央値
01	法人後見の受任体制を整備した年月～令和3年3月末時点までの累計受任件数	2,187		81.0	50
02	01のうち令和3年3月末時点で受任している件数	1,377		51.0	40
03	02のうち法定後見(成年)の受任件数	1,343	98%	49.7	40
04	02のうち法定後見(未成年)の受任件数	21			
05	02のうち任意後見の契約件数(未発効、発効を問わず契約し	34			
06	貴法人が監督人等として選任され、関与している件数	12			
	合計	4,974			

※2-1 「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」の回答法人 28 が対象

(2) 受任している法定後見の類型（回答実績数の集計値）

		回答数	割合
01	後見	873	65%
02	保佐	380	28%
03	補助	90	7%
	合計	1,343	100%
	対象法人数	27	96%

※2-3 「(1) 法人後見の受任状況」で「03. 法定後見（成年）の受任件数」が1人以上いると回答した法人 27 が対象

### (3) 高齢者・障害者の状況（回答実績数の集計値）

		回答数	割合
01	高齢者(65歳以上の知的障害者、精神障害者を含む)	638	48%
02	知的障害者	498	37%
03	精神障害者(遷延性意識障害、高次脳機能障害を含む)	214	16%
04	その他	10	1%
	合計	1,343	100%
	対象法人数	27	96%

※2-3「(1) 法人後見の受任状況」で「03. 法定後見（成年）の受任件数」が1人以上いると回答した法人27が対象

#### 【「その他」の記述（抜粋）】

脳梗塞
高次脳機能障害
重度心身障害者
低酸素脳症による認知障害

### (4) 低所得に該当する者の数（回答実績数の集計値）

		回答数	割合
01	生活保護受給者	185	14%
02	住民税非課税世帯(生活保護受給者を除く)に所属する被後見人	633	47%
	非該当	525	39%
	合計	1,343	100%
	対象法人数	27	96%

※2-3「(1) 法人後見の受任状況」で「03. 法定後見（成年）の受任件数」が1人以上いると回答した法人27が対象

(5) その他に該当する者の数 (回答実績数の集計値)

		回答数	割合
01	被後見人等(本人)が後見人等や支援者とのコミュニケーションを拒否(とりづらい)	163	12%
02	被後見人等(本人)から後見人等や支援者への頻回な連絡や要求、苦情等が入る	60	4%
03	被後見人等の家族・親族から後見人等や支援者への頻回な連絡や要求、苦情等が入る	20	1%
04	被後見人等に自傷や他害の行為がある	33	2%
05	家族・親族間の係争等がある	41	3%
06	その他	118	9%
	合計	1,343	100%
	対象法人数	27	96%

※2-3 「(1) 法人後見の受任状況」で「03. 法定後見(成年)の受任件数」が1人以上いると回答した法人27が対象

【「その他」の記述(抜粋)】

外国籍でパスポート紛失、犯罪を繰り返し、矯正施設に繰り返し入退所している。	特定非営利活動法人
無断でキャッシュカード会社との契約を繰り返す。アタリヤなどの犯罪行為をする	特定非営利活動法人
心配性で不安になられる。	特定非営利活動法人

(6) 契約している任意後見の形態ごとの件数 (回答実績数の集計値)

		回答数
01	即効型	0
02	移行型	27
03	将来型	6
	合計(前問で05の回答法人)	5

※2-3 「(1) 法人後見の受任状況」で「05. 任意後見の契約件数(未発効、発効を問わず契約している全数)」が1人以上いると回答した法人5が対象

#### ④ 法人後見実施団体、法人後見担当部署としての活動概要

##### (1) 受任している個別事例を組織内で相談、検討する機会（ケース会議）等の実施状況【複数回答】

	回答数	割合
01 全事例を対象に定期的実施	14	50%
02 必要な事例を対象に定期的実施	14	50%
03 不定期に実施	13	46%
04 未実施(そのような機会を設けていない)	0	0%
無回答	0	0%
合計	41	146%
対象法人数	28	100%

※2-1 「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」の回答法人 28 が対象

##### (2) 法人後見業務（体制、運営等）に関する評価の実施状況【複数回答】

	回答数	割合
01 法人または法人後見担当部署として自己評価を実施	8	29%
02 後見事務担当者に対し、自己評価を行うよう要請	6	21%
03 被後見人等やその家族・親族、支援関係部署・機関等へのアンケート調査、聞きとり等を実施	2	7%
04 外部の第三者に法人後見業務に関する評価を依頼(法人全体の評価の一部として法人後見業務の評価が含まれている)	5	18%
05 その他	5	18%
06 未実施	11	39%
無回答	1	4%
合計	38	136%
対象法人数	28	100%

※2-1 「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」の回答法人 28 が対象

#### 【「その他」の記述（抜粋）】

後見業務適正化委員会、6市町村運営委員会等で事業報告を行い、意見をいただく。	特定非営利活動法人
法人内の内部監査員（理事・監事）が年1回後見業務監査を行っている。	特定非営利活動法人
年1回、県・市町村が「運営適正化委員会」を実施。	一般社団法人
4ヶ月毎に監理委員会（外部委員含む）を行い、全件内容を監督監理してもらう。	一般社団法人

(3) 「法人後見支援員等（後見事務の経験のある専門職以外の者）」に対する人材養成の実施状況  
【複数回答】

	回答数	割合
01 法人または法人後見担当部署独自で研修カリキュラムを作成、実施	11	39%
02 法人または法人後見担当部署が、国の市民後見人養成講座カリキュラムを活用、アレンジして研修を実施	5	18%
03 自治体の市民後見人養成研修の受講を推奨	12	43%
04 受任している個別事例を組織内で相談、検討する機会(ケース会議)等を通じたOJTを実施	18	64%
05 その他	4	14%
06 未実施、該当者がいない	3	11%
無回答	1	4%
合計	54	193%
対象法人数	28	100%

※2-1 「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」の回答法人 28 が対象

【「その他」の記述（抜粋）】

全国権利擁護支援ネットワーク主催の研修等の情報を提供し参加を推奨している。	特定非営利活動法人
権利擁護支援センター事業（委託事業）のなかで権利擁護支援者養成研修として実施。	特定非営利活動法人
成年後見実務者研修を開催、専門職社員と複数担当制でケースに対応する。	一般社団法人

(4) 法人または法人後見担当部署として利益相反や利益相反的な行為を防止するために行っている取組【複数回答】

		回答数	割合
01	貴法人がサービスを提供している事業の利用者の候補者にはならないもしくは受任しないこととしている	2	7%
02	貴法人が後見等業務を受任する場合、別のサービス提供事業者を探すこととしている	1	4%
03	法律専門職等との複数後見での申立てを行い、貴法人のサービス利用契約、手続きは法律専門職が行うこととしている	1	4%
04	貴法人の代表者や理事等が運営している法人等の事業の利用者の候補者にはならないもしくは受任しないこととしている	3	11%
05	後見業務に関わる会計担当部署と法人としてのサービス提供に関わる会計部署を分けている	3	11%
06	家庭裁判所に相談、協議することとしている	10	36%
07	後見監督人等の申立てを行うこととしている	0	0%
08	貴法人が後見人等を受任している(た)被後見人等やその家族・親族から寄付や遺贈の申し出を受けた場合のルールを設けている(倫理規定等の作成を含む)	1	4%
09	貴法人が後見人等を受任している(た)被後見人等やその家族・親族から寄付や遺贈の申し出はお断りしている	8	29%
10	その他	4	14%
11	特になし	8	29%
	無回答	1	4%
	合計	42	150%
	対象法人数	28	100%

※2-1 「(4) 法人後見の受任状況」で「01 法人後見を行っている(法人として後見人等を受任している)」の回答法人 28 が対象

【「その他」の記述(抜粋)】

サービス提供している事案を当団体が後見受任した場合はサービスを終了させている。	特定非営利活動法人
必要に応じて、特別代理人選任の申立てを行っている(双方代理の場合等)。	特定非営利活動法人
成年後見業務のみの法人であり、理事長は法律職のため都度確認している。	特定非営利活動法人



「成年後見制度利用促進現状調査等一式」報告書資料編

---

令和 4（2022）年 3 月

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

---

